

薬生副発0825第1号  
令和4年8月25日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局）長 殿  
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
医薬品副作用被害対策室長  
（公印省略）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害  
救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、広く国民や医療機関に制度を認知していただく必要があり、制度の周知に努めているところです。

制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）では、毎年、10月17日から23日までの「薬と健康の週間」をはじめ、12月までの約3か月間を「健康被害救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者向けに、制度の認知度向上を目的としたキャンペーンを展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、貴管内市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関（都道府県立病院及び市町村立病院を含む。）などに周知し、広報にご協力いただくとともに、貴都道府県、保健所設置市又は特別区の広報誌やホームページに掲載していただきますようご協力お願い申し上げます。

機構では、リーフレット・ポスターの他、広報資料を無料で配布しており、機構のホームページからもダウンロードすることができます。

また、職員を講師として医療機関や自治体等に派遣し、健康被害救済制度に関する講演（出前講座）を無料で実施しております。さらに、出前講座の内容をオ

オンラインで受講できる e ラーニングを医薬品副作用被害救済制度特設サイトに開設いたしました。ぜひご活用ください。

(広報資料) <https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>

(出前講座) <https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0051.html>

(出前講座チラシ) <https://www.pmda.go.jp/files/000236756.jpg>

(e ラーニング) [https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai\\_camp/general06.html](https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/general06.html)

(e ラーニングチラシ) <https://www.pmda.go.jp/files/000244569.pdf>

## 記

### 集中広報の実施内容 (予定)

- 全国の新聞への広告掲載
- 全国でのテレビスポットCM
- Web 広告 (「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導や制度紹介のアニメーション動画の配信)
- 医療関係専門誌への広告掲載 など

※ 別添にて広報例 (原稿) をお送りします。広報誌に掲載するなどのために電子媒体をご希望の場合には、機構または当室までご連絡ください。

#### (本件に関する照会先)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部企画管理課

Eメール: [kyufu@pmda.go.jp](mailto:kyufu@pmda.go.jp)

#### ○出前講座・eラーニングについてのお問い合わせ窓口

電話番号: 03-3506-9460

#### ○広報資料請求・救済制度に関する相談窓口

電話番号: 0120-149-931 (フリーダイヤル)

受付時間: (月～金) 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)

#### (本件通知担当者)

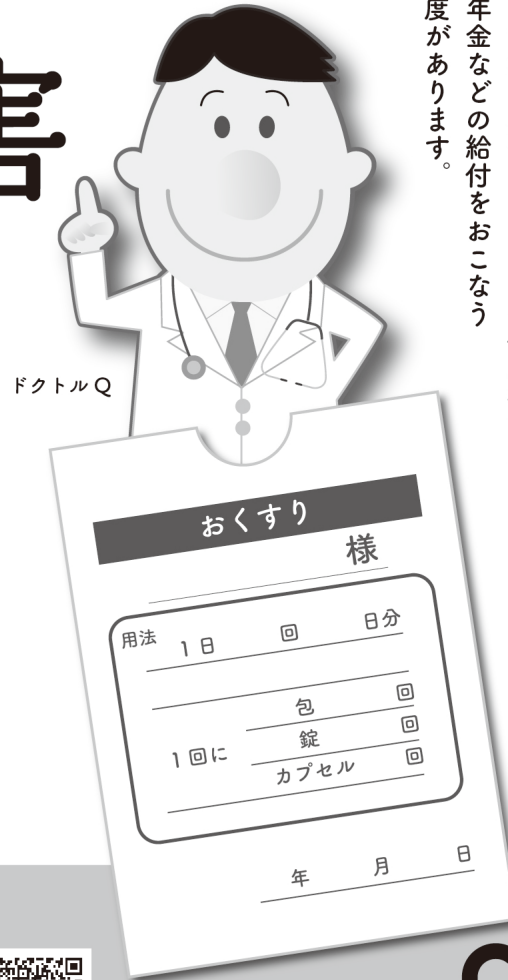
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

荒木 (内線2717)、鈴木 (内線2902)

(代表電話) 03-5253-1111、(直通電話) 03-3595-2400

Eメール: [fukutai01@mhlw.go.jp](mailto:fukutai01@mhlw.go.jp)

# 医薬品 副作用被害 救済制度



お薬を使うときに思い出してください。  
お薬は正しく使っても、副作用の起きる可能性があります。  
万一、入院治療が必要になるほどの健康被害がおきたとき、  
医療費や年金などの給付をおこなう  
公的な制度があります。

救済制度  
相談窓口

◎救済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。

☎ 0120-149-931

電話番号をよくお確かめのうえ、おかけください。  
受付時間：午前9：00～午後5：00/月～金（祝日・年末年始をのぞく）  
Eメール：kyufu@pmda.go.jp



詳しくは  または  で



独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

(別添2) バナー原稿

医薬品副作用被害  
救済制度  独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構



お薬を使うときに  
思い出してください。

医薬品  
副作用被害  
救済制度  独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構



お薬を  
使うときに  
思い出して  
ください。

医薬品  
副作用被害救済制度  独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構



お薬を使うときに  
思い出してください。



医薬品  
副作用被害  
救済制度  独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構



お薬を使うときに  
思い出してください。

医薬品  
副作用被害  
救済制度  独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構



お薬を使うときに  
思い出してください。

医薬品副作用被害救済制度  独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構



お薬を使うときに  
思い出してください。

お薬を使う  
すべての方に  
知ってほしい  
制度です。

# 医薬品 副作用被害 救済制度



医療関係者の  
みなさまへ



独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構

お薬を使う  
すべての方に  
知ってほしい  
制度です。

# 医薬品 副作用被害 救済制度



歯科医師の  
みなさまへ



独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構

お薬を使う  
すべての方に  
知ってほしい  
制度です。

# 医薬品 副作用被害 救済制度



薬剤師の  
みなさまへ



独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構

医療関係者のみなさまへ  
eラーニングで学びませんか？

# 医薬品 副作用被害 救済制度



医療関係者の  
みなさまへ



独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構

お薬を使う  
すべての方に  
知ってほしい  
制度です。

# 医薬品 副作用被害 救済制度



医療学生の  
みなさまへ



独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構

お薬を使う  
すべての方に  
知ってほしい  
制度です。

# 医薬品 副作用被害 救済制度



医師の  
みなさまへ



独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構

お薬を使う  
すべての方に  
知ってほしい  
制度です。

# 医薬品 副作用被害 救済制度



薬剤師の  
みなさまへ



独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構

- 副作用被害救済制度のご説明
- 副作用等報告制度のご説明

全国どこでも！  
休日・夜間でも！

に、PMDAより講師派遣いたします(出前講座)。



ドクトルQ



講師の派遣については、交通費、謝礼金等は一切 いただいておりません。 医療機関、医師会、薬剤師会、行政機関などでの研修に、ぜひお役立てください。

### 【連絡先】

#### 健康被害救済部企画管理課

##### ◆出前講座に関する連絡先

電話番号:03-3506-9460 Eメール : [kyufu@pmda.go.jp](mailto:kyufu@pmda.go.jp)

##### ◆救済制度相談窓口

電話番号 : 0120-149-931(フリーダイヤル)

受付時間 : (月～金)9時～17時(祝日、年末年始を除く)

Eメール : [kyufu@pmda.go.jp](mailto:kyufu@pmda.go.jp)

##### ◆救済制度及び出前講座の詳細はPMDAホームページをご覧ください。

<https://www.pmda.go.jp>

「PMDA 出前講座」 → 検索！

医療関係者の皆さまへ

# 医薬品副作用被害救済制度

## eラーニングで 学びませんか？

PMDAでは、医薬品副作用被害救済制度の周知向上を図るために医療機関や自治体などに向けて、医薬品副作用被害救済制度等に関する出前講座を行っております。講座で使用しているスライドを用いたeラーニング講座で制度を学びませんか？このeラーニングはパソコンはもちろん、スマートフォンやタブレットで時間・場所を問わず利用することができます。



ドクトルQ



2021年  
10月15日より  
特設サイトが  
リニューアルされました！

### Point 1 講座の受講料は不要

医薬品副作用被害救済制度特設サイトに常時掲載。どなたでも何度でも利用が可能です。

### Point 2 研修や講義でも利用可能！

医療機関・医師会・薬剤師会・行政機関等の研修や大学等での講義で利用可能です。  
事前にご連絡をいただければ視聴者数や受講者名簿を主催者にご提出することも可能です。

# 医薬品副作用被害救済制度

## eラーニング講座の受講方法



1

PMDAのトップページから  
【医薬品副作用被害救済制度】  
特設サイトのバナーをクリック。



2



【医療関係者の皆さま】トップの  
【eラーニング講座】ボタンをクリック

3



【eラーニング講座】のトップページへ。



【医療関係者の皆さま】ボタンをクリック

【問い合わせ先】 医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部 企画管理課

eラーニング講座に関する問い合わせ

電話番号：03-3506-9460 Eメール：kyufu@pmda.go.jp

医薬品副作用被害救済制度相談窓口

**0120-149-931** 受付時間：(月～金) 9時～17時 (祝日、年末年始を除く)

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

eラーニング講座の詳細は PMDA ホームページ特設サイトをご覧ください。

[https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai\\_camp/general06.html](https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/general06.html)





薬生発 0712 第 3 号  
令和 4 年 7 月 12 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

「薬と健康の週間」の実施について

医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く国民の間に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的として、令和 4 年 10 月 17 日（月）から 10 月 23 日（日）までの 1 週間を「薬と健康の週間」とし、別添の令和 4 年度「薬と健康の週間」実施要綱に基づき、実施することとしましたので、格段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、貴管下市町村に対しては、その協力を得られるようお取り計らいいただくとともに、実施状況の報告を併せてお願い申し上げます。

保健所設置市長と特別区長に対しては、本職より別途通知していますので申し添えます。